［3　略］

［注１～44　略］

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［1　略］

［3　同左］

［注１～44　同左］

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［1　同左］